

附属機関等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関等の審議状況を市民に明らかにし、運営の透明性の向上を図るとともに、市政への市民参加を促進し、もって開かれた市政の実現に資することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定により設置された附属機関その他規則、要綱等により任命又は委嘱された専門委員、有識者若しくは市民を構成員とする協議会、懇談会等（以下「附属機関等」という。）の会議とする。

3 会議公開の原則

附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 附属機関等の設置根拠となる法律、政令、省令、条例、規則及び要綱等（以下「法令等」という。）に、会議の非公開に関する定めがあるとき。
- (2) 福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第6条第1項各号に該当する情報を含む内容を議題とするとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

附属機関等の会議の公開・非公開については、3の規定に基づき、当該附属機関等が決定するものとする。ただし、非公開と決定する場合は、その理由を明らかにするものとする。

5 会議日程等の周知

附属機関等は、公開する会議について、原則として会議の開催日の1週間前までに、次のとおり周知するものとする。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

- (1) 周知の方法は、会議の日程等を記載した会議開催のお知らせを、附属機関等の庶務を担当する課等及び市政情報室で市民の閲覧に供するとともに市のホームページへ掲載するほか、必要に応じて報道機関へ情報提供等を行うものとする。
- (2) 周知する内容は、会議の名称、開催の日時及び場所、議題、傍聴人の定員、問い合わせ先その他附属機関等が必要と認める事項とする。

6 会議の傍聴

附属機関等は、公開する会議について、あらかじめ傍聴人の定員を定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、次の事項等を傍聴人に遵守させ、会議の秩序維持に努めるものとする。

- (1) 附属機関等の長の指示に従い、指定された傍聴席で静穏に傍聴すること。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (4) 附属機関等の許可を得たとき以外は、傍聴席において、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為はしないこと。

7 会議録の公開

附属機関等は、公開する会議について、原則として会議終了後2週間以内に、開催した会議における議事の概要を記録したもの（以下「会議の概要」という。）及び会議に用いた資料を市政情報室に備え置くとともに、会議の概要を市のホームページへ掲載する等の方法により、一定の期間、閲覧に供するよう努めるものとする。

8 運用状況の公表

市長は、附属機関等の会議の公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

9 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

10 適用期日

- (1) この指針は、2010年（平成22年）4月1日から適用する。
- (2) この指針は、2015年（平成27年）4月1日から適用する。